

凡 例

．分類構成

1．分類原理

分類原理は物品の用途の概念を主として用い，必要な限度に応じて機能の概念等を用いる。さらに物品の細展開が必要な場合は形態の概念を用いる。（以下 用途分類主導型と称す）

2．分類の構成

- (1) 分類の構成はグループ，大分類，小分類とし，必要に応じて小分類の下位に形態分類を設けた，4段階分類である。
- (2) 分類の構成の単位は，グループ＝物品分野，大分類＝物品群，小分類＝物品（もしくは物品群）とする。

(3) グループ構成

全物品（分類対象）を用途の概念によりいくつかの大別し，その各個をグループという。

このグループの構成は社会通念上の概念に則るものであるが，あくまで意匠分類に限って便宜的に用いるものである。従って，グループの用途の概念は大分類以下の展開に際しては全面的には拘束しない。

グループの配列は，消費財的な物品分野から生産財的な物品分野へ順序を追って配列する。

いずれのグループにも属さない物品を分類するグループを設ける。

分類記号及び桁数の展開

アルファベット（I，O，Q，X，Y，Zを除く）順に1桁で展開する。

(4) 大分類構成

グループ（物品分野）をいくつかの物品群に区分けし，その各個を大分類という。

大分類は当該グループを用途の概念によって区分けすることにより構成する。

グループ内のいずれの大分類にも属さない物品を分類する大分類を設ける。

一部グループに「（グループ名）汎用部品（一部付属品も含む）」という大分類を設ける。

大分類概念相互の概念の大きさをできるだけ均等にする。

分類記号及び桁数の展開

0～9までの1桁順列展開とする。

(5) 小分類構成

大分類（物品群）をいくつかの物品（もしくは物品群）に区分けし，その各個を小分類という。

小分類は5桁よりなり，上位から下位に向って，1桁目，2桁目，3桁目，4桁目，5桁目と称する。

小分類の分類展開は十進分類法による自由展開とする。

- (イ) 小分類 1 桁目は大分類の概念を 9 に区分けし、その各個に 1 から 9 までの数字を付して分類記号とする。
- (ロ) 1 から 9 までのいずれにも分類できないものには 0 を付し、「雑および総合」として最初に置く。
- (ハ) このうち分類記号の 9 に区分けされるものは部品及び付属品にかんする分野とする。9 に区分けされたものをさらに下位に展開するときには、一般展開原則による。
(部品及び付属品の分類および分類記号の使用については「部品及び付属品の分類構成」参照。)
- (ニ) 小分類 2 桁目は小分類 1 桁目で区分けされた各個をさらに 9 に分割し、その各個に 1 から 9 までの数字を付して分類記号とする。2 桁目の 0 および 9 については(ロ)、(ハ)の規定を適用する。
- (ホ) 小分類 3 桁目、4 桁目、5 桁目の分類展開は 1 桁目、2 桁目と同じ方法で行う。

3．形態分類の構成

- (1) 形態分類は、小分類までの用途概念を主にした分類原理と異なり、物品分類をさらに形態の概念により区分けするものである。
- (2) 形態分類は、形態の概念の採用によってさらに審査の効率を期待しうる物品分野に関して、物品分類の下位に展開する。
- (3) 形態分類の分類記号はアルファベット記号（I，O，Q，X，Y，Zを除く）を使用する。
共通な条件を有する物品間においては、形態分類の記号に共通の意味を与えることができる。
- (4) 形態分類の分類展開は、1 桁～3 桁を使用し、それぞれの段階においてアルファベット順に展開する。

4．雑及び総合分類の構成

- (1) 物品の用途概念によって区分けされるいずれのグループにも属させることのできない物品を分類するためのグループを設ける。
- (2) グループ内のいずれの大分類にも属させることのできない物品を分類するための大分類を設ける。
- (3) 大分類内のいずれの小分類にも属させることのできない物品を分類するための小分類を設ける。
- (4) 雑及び総合分類の分類記号
グループの分類記号はアルファベットの N を使用する。
大分類の分類記号は「^{ゼロ}0」を使用する。
小分類の分類記号は「^{ゼロ}0」を使用する。

5. 物品及び付属品の分類構成

- (1) 物品及び付属品の分類は，その関係するそれぞれの分類項目ごとに付属して設ける。
- (2) 汎用性のある部品及び付属品については，汎用部品及び付属品の分類項目を設ける。
- (3) 部品及び付属品の分類記号
大分類及び小分類において，部品及び付属品の分類をあらわす分類記号には9を使用する。

. 分類表の構成

1. 分類の表示

- (1) 分類の表示は，グループ，大分類，小分類，及び形態分類に表示し分類記号の直後に付す。
- (2) 用語
分類の表示に用いる用語は単語（複合語的表現を含む）とする。ただし，グループ，大分類の分類の表示は除く。
用語は一般用語又は専門用語を使用し，一般用語又は専門用語の使用に際しては可能な限り，日本工業規格で使用される用語及び学術用語などによることとし，外来語をそのまま使用するときは片仮名を用いる。
- (3) 同一の分類の表示を重複して使用することはできない。ただし，形態分類の一部を除く。
- (4) 分類の表示は可能なかぎりそれぞれの分類展開段階の外延を包括した表現とする。
- (5) 形態分類の分類の表示
形態分類の概念を言葉で簡潔に表わし，その属する小分類の分類の表示と同一の表示につづいてその形態分類の概念をあらわす言葉をカッコ書で表示する。ただし言葉で表示できない場合は別に定める。
- (6) 雑及び総合分類の分類の表示
グループの表示は「他グループに属さない物品」とする。
- (7) 部品及び付属品の分類の表示
小分類における部品及び付属品の分類の表示は個々の物品に専用される部品及び付属品の場合は，その関係する物品の分類の表示につづけて「部品」「付属品」または「部品及び付属品」の用語を付してあらわし，部品（群）及び付属品（群）のみで独立して分類展開を必要とする場合は，その部品（群）及び付属品（群）の概念をあらわした分類の表示とする。
大分類における部品及び付属品の分類の表示は，その属するグループの表示につづいて「汎用部品及び付属品」の用語を用いてあらわす。

2. この分類に含まれる物品の名称欄

- (1) 分類表において，最終展開された分類項目ごとに，この分類に含まれる物品の名称欄を設ける。
- (2) この分類に含まれる物品の名称欄には，各分類項目に含まれる代表的な物品の名称を列挙する。
但し，同一物品に関して，二以上の物品の名称がある場合は，いずれか一方を記載する。
- (3) 一つの物品の名称は一つの分類項目への掲載を原則とする。

(4) この分類に含まれる物品の名称欄に表わす物品の名称に関する運用は、意匠審査基準による。

3．注

分類の範囲を明確にするため、分類表の各分類項目毎に「注」を付し、分類項目の解釈・運用についての指示を与える。

(1) 「注」欄の設置

注は注欄に記載する。

(2) 「注」に記載すべき事項

注は「分類の定義」「分類付与基準」に記載する内容をうけ、下記の事項を言葉により簡潔、明瞭に記載する。(但し、形態分類項目においては図形も用いる。)

分類の表示に使用された特定用語の説明。

関連するほかの分類項目との境界の指示，すなわち，境界領域内外に存在する物品の指示。

その他分類項目を解釈する上での注意事項。

分類付与上の優先ルール。

分類付与上注意すべき分類原理。

その他分類付与上の注意事項。

(3) 「注」の記載

注は、分類体系および分類の表示のみでは解釈、運用に混乱の生ずる可能性のある分類項目において上記(2)で示す事項のうち、必要な事項を記す。

(4) 「注」の拘束および解釈

注は、グループ、大分類、小分類および形態分類の各展開段階において必要に応じて付し、特別の指示のない限り、その下位に展開されるすべての分類項目を拘束する。

注の解釈にあたっては、同一分類展開内において、下位の分類項目に付された注は上位の分類項目に付された注に対し、優先する。

4．参考分類

(1) 審査上、クロスサーチの可能性の高い分類を「参考分類」とし、分類の展開段階に応じ、該当する分類項目に列挙する。

参考分類は、参考分類欄に記載する。

参考分類は、対応する分類展開段階の分類記号により記載する。

分類体系上、当然サーチを必要とする分類は、参考分類欄には記載しない。

(2) この参考分類は、意匠の類似の範囲を定めるものではない。

5．再掲載表示

(1) 分類体系からいって、当然設けられているべき分類項目または物品が、本来あるべき位置になく、他の位置に移動もしくは他の分類項目に併合させている場合、その分類項目または物品を「再

掲載表示」として本来あるべき位置において表示する。

(2) 再掲載表示は「再掲載分類」と「再掲載物品」の二種類とする。

再掲載分類 = 分類項目の段階で再掲載表示を行うときは「再掲載分類」といい、その分類の表示を本来あるべき位置に表示する。

再掲載物品(物品群も含む) = 分類項目に含まれる物品の段階で再掲載表示を行うときは「再掲載物品」といい、その物品の名称を本来あるべき位置に表示する。

(3) 再掲載表示は分類記号を有せず、かわって分類記号欄には「・」(ドット)を付してあらわし、再掲載した分類の表示、または物品の名称の後に再掲載分類、または当該物品が所属する分類記号を付す。

ただし「再掲載物品」((2) -) については分類記号の前に 印を付して識別記号とする。

ドットの数は再掲載表示を行う場所の桁数の数だけ付す。

(4) 再掲載表示例

B 2 服飾品

分類の記号	分類の表示	この分類に含まれる物品の名称
B 2 - 65	ヘルメット.....	ヘルメット, 坑内帽, 消防用帽子, 頭部保護具
B 2 - 66	耳カバー.....	耳カバー
B 2 - 69	帽子等部品及び付属品.....	帽子用びん皮, 帽子用後部垂片, 帽子用リボン
.....	半襟 (B 1 - 292) <-----	再掲載物品
.....	ネクタイ (B 3 - 32)	} ← 再掲載分類
.....	マフラー, スカーフ等 (B 3 - 34)	
.....	ハンカチ (B 3 - 5)	